

# 全 員 協 議 会

日 時 令和元年9月4日（水）  
午前9時30分  
場 所 議場

## 付議事項

- 1 議運決定事項について
- 2 その他

## 第46、47回議運決定事項

令和元年8月30日（金）

令和元年9月4日（水）

### 決定事項

#### 1 令和元年第3回（9月）定例会に関する事項について

##### (1) 会期案について・・・資料1

9月4日（水）から9月27日（金）までの24日間

##### (2) 人事案件について

人事案件については、申し合わせ事項62により行う。

##### (3) 所管事務調査報告について

民生福祉常任委員会及び産業建設常任委員会の所管事務調査報告を9月定例会初日の9月4日に行う。

##### (4) 請願書の取扱いについて

- ・旭町地域における農用地区域内の農地除外に関する請願書（産業建設）
- ・横土手農業振興地域内の農用地区域の除外に関する請願書（産業建設）
- ・小学校・保育園が無くなる津布田地域のまちづくりの方針の策定を要望する請願書（総務文教）

##### (5) 議事日程案について・・・資料2

##### (6) 陳情・要望書等の取扱いについて

- ・渡場地区道路陥没調査検討についての陳情書（産業建設）

以下の5件については、議場への国旗掲揚について本市議会の方針を全協において議長から述べたことから、これまでの経緯と結論について書面回答することとし、要望提出者への対応は議長へ一任とすることとした。

- ・山陽小野田市議会議場において「日の丸」を掲揚することについて市民の立場から反対の表明
- ・日の丸を市議会議場の掲揚しないことを求める要望書
- ・日の丸を市議会議場に掲揚しないことの要望
- ・日の丸を市議会議場に掲揚しないことの要望
- ・日の丸を市議会議場に掲揚しないことの要望

- (7) 「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択及び地元国会議員に対する要望活動について（依頼）」の取扱いについて・・・資料3  
議会運営委員会で検討する。

## 2 その他

### (1) 政治倫理条例の改正について

政治倫理基準に違反する行為があった場合における議員又は議会として講じる具体的な措置が規定されていないことから、第7条を改正し条文に記載することとした。ただし、「議員が就任している職で議長が別に定める職の辞任勧告」及び「議員辞職勧告」は、条文に加えないこととした。

政治倫理審査会の公開規定がないことから、条文に加えることとした。会議の公開及び傍聴人の退場規定は、山陽小野田市議会委員会条例に準じることとした。また、秘密会とする要件は、出席委員の過半数議決とした。

以上の改正案は、9月定例会最終日に上程することとした。

### (2) 傍聴規則の改正について

#### ア 車椅子専用傍聴席の取扱いについて

庁舎耐震改修工事に併せて改善を求めていくこととした。規則改正はせず、運用面については、車椅子の方や身体障害者の方が傍聴に来られた場合、その都度、柔軟な対応をすることとした。

#### イ 受付票の取扱いについて

廃止する。ただし、規則に加えられた経緯を調査し、その結果を踏まえて、9月中に改正案を提示し、次期議会での運用とすることとした。

### (3) 要望書（「市民憲章に活力を与えよう」）について

継続して審査することとした。

### (4) その他

#### ・全員協議会の開催日

9月4日（水）午前9時30分から、議運決定事項の報告を行う。

## 令和元年第 3 回（9 月）定例会議案名

## 1 市長提出議案（議案 31 件、報告 1 件）

## ○総務文教常任委員会関係（10 件）

- (1) 議案第 69 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (人事)
- (2) 議案第 70 号 山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について (人事)
- (3) 議案第 71 号 山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について (人事)
- (4) 議案第 72 号 山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (5) 議案第 73 号 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について (税務)
- (6) 議案第 74 号 重複地番解消のための山地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (税務)
- (7) 議案第 75 号 山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (消防)
- (8) 議案第 80 号 物品の購入について (消防)
- (9) 議案第 81 号 新市建設計画の変更について (企画)
- (10) 承認第 4 号 埴生小・中学校整備事業（児童棟新築 機械設備工事）請負契約の一部変更に係る専決処分について (教育総務)

## ○民生福祉常任委員会関係（7 件）

- (1) 議案第 58 号 平成 30 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (国保)
- (2) 議案第 59 号 平成 30 年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (高齢)
- (3) 議案第 60 号 平成 30 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (国保)

- (4) 議案第 6 5 号 平成 3 0 年度山陽小野田市病院事業決算認定について  
(病院)
- (5) 議案第 7 6 号 山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について (市民)
- (6) 議案第 7 8 号 山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について (社福)
- (7) 議案第 7 9 号 山陽小野田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について (社福)

○産業建設常任委員会関係 ( 1 0 件)

- (1) 議案第 5 7 号 平成 3 0 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出  
決算認定について (都市)
- (2) 議案第 6 1 号 平成 3 0 年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳  
入歳出決算認定について (農林)
- (3) 議案第 6 2 号 平成 3 0 年度山陽小野田市下水道事業特別会計歳入歳出  
決算認定について (下水)
- (4) 議案第 6 3 号 平成 3 0 年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計歳  
入歳出決算認定について (下水)
- (5) 議案第 6 4 号 平成 3 0 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計  
歳入歳出決算認定について (公営)
- (6) 議案第 6 6 号 平成 3 0 年度山陽小野田市水道事業決算認定について  
(水道)
- (7) 議案第 6 7 号 平成 3 0 年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定につ  
いて (水道)
- (8) 議案第 7 7 号 山陽小野田市森林環境整備基金条例の制定について  
(農林)
- (9) 議案第 8 2 号 平成 3 0 年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余  
金の処分について (水道)
- (10) 議案第 8 3 号 平成 3 0 年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分  
利益剰余金の処分について (水道)

○一般会計予算決算常任委員会関係（2件）

- (1) 議案第56号 平成30年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について (財政)
- (2) 議案第68号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）について (財政)

○人事案件（2件）

- (1) 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)
- (2) 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)

○報告（1件）

- (1) 報告第6号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について (財政)

○行政報告

- 1 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の平成30年度決算概要及び令和元年度事業計画概要について (大学)

## 令和元年第 3 回（9 月）定例会議事日程

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
9	4	水	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告（行政報告、事務報告）</li> <li>・各常任委員会の所管事務調査報告</li> <li>・報告 1 件を報告及び質疑</li> <li>・諮問 2 件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決</li> <li>・議案 29 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託</li> <li>・請願 3 件の委員会付託報告</li> </ul>
			本会議終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計予算決算常任委員会</li> </ul>
			一般会計予算 決算常任委員会 終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務文教常任委員会</li> <li>・産業建設常任委員会</li> </ul>
9	5	木	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務文教常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会</li> <li>・民生福祉常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会</li> </ul>
9	6	金	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務文教常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会</li> <li>・産業建設常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会</li> </ul>
9	7	土		休 会	
9	8	日		休 会	

9	9	月	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生福祉常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会</li> <li>・産業建設常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会</li> </ul>
9	10	火	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計予算決算常任委員会理科大分科会</li> </ul>
9	11	水		委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予備日</li> </ul>
9	12	木	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（4人）</li> </ul>
9	13	金	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（4人）</li> </ul>
9	14	土		休 会	
9	15	日		休 会	
9	16	月		休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老の日</li> </ul>
9	17	火	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（4人）</li> </ul>
9	18	水	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（2人）</li> </ul>
9	19	木		休 会	
9	20	金		休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事整理日</li> </ul>
9	21	土		休 会	
9	22	日		休 会	
9	23	月		休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋分の日</li> </ul>
9	24	火		休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事整理日</li> </ul>
9	25	水	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計予算決算常任委員会</li> </ul>
9	26	木		休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事整理日</li> </ul>
9	27	金	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決</li> <li>・閉会中の調査事項について</li> </ul>



全議K第3号  
令和元年6月27日

各市区議会議長 殿

全国市議会議長会

会長 野尻 哲雄

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択  
及び地元国会議員に対する要望活動について（依頼）

平素より、全国市議会議長会の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会はこれまで、厚生年金制度への地方議会議員の加入を実現するため、正副会長をはじめ、地方行政委員会、国会対策委員会などにおいて政府与党の幹部に対し要望活動を重ねて参りました。

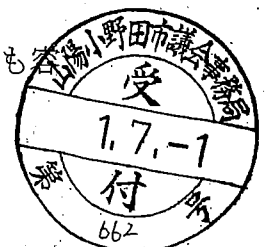
また、若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは多くの市議会の緊要な課題であるとの観点から、去る6月11日に開催された第95回定期総会において、サラリーマンが立候補しやすい労働法制の見直しなどとともに、厚生年金制度への地方議会議員の加入実現を求める総会決議を行ったところです。

今日、就業者に占めるサラリーマンの割合は約9割にも達し、市議会議員のなり手もサラリーマンからの転身者が増加してきております。サラリーマン等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境の整備を図ることは、サラリーマン層からの立候補をしやすくし、多様な人材の市議会への参画を促すうえでも欠くことのできない課題であると考えます。

各市議会におかれましても、厚生年金への加入実現をめざす意見書を採択いただき、また地元選出国会議員への要望を重ねていただいております。これまでのご尽力に感謝申し上げます。

しかしながら、本年4月末現在、加入実現をめざす意見書の採択市区議会は344に止まり、未だ471市区議会において意見書を採択いただけない状況になっております。

与党のなかにも本会要望に反対や消極の意見があり、その実現は必ずしも



易なことではありません。今後できる限り早期に関連法案の国会提出とその成立を期するためには、より多くの議会から意見書を採択していただくことが不可欠であります。

ついては、厚生年金への加入を求める意見書を採択されていない市区議会におかれましては、それぞれのご事情があるかと拝察いたしますが、今回、総会決議がなされたことを契機に、その趣旨を改めてご理解いただき、来る9月定例会において意見書可決のうえ、国会や関係行政庁にご提出いただきますよう、何卒お願い申し上げます。

また、すでに意見書を採択済みの市区議会におかれましても、これまで地元選出国會議員などに対する要望を重ねていただいていることと拝察いたしますが、要望に反対や消極の意見を持たれている国會議員を含め、地元選出国會議員に対する要望を強化いただきますよう、お願い申し上げます。

**【問合せ先】**

全国市議会議長会

千葉・遠藤

TEL 03-3262-2302

FAX 03-3222-0658

nenkin@si-gichokaj.gr.jp

## 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書（案）

地方創生の推進とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方議会の果たすべき役割と責任は、ますます重要となる。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては全市的に専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者に占めるサラリーマンの割合は約9割にも達し、地方議会議員のなり手もサラリーマンからの転身者が増加している。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

〇〇都道府県〇〇市(区)議会議長 〇〇 〇〇

衆議院議長 〇〇 〇〇 殿  
参議院議長 〇〇 〇〇 殿  
内閣総理大臣 〇〇 〇〇 殿  
内閣官房長官 〇〇 〇〇 殿  
総務大臣 〇〇 〇〇 殿  
財務大臣 〇〇 〇〇 殿  
厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の議決状況

平成31年4月26日現在

部会名	都道府県名	全市 区数	議決 市区数	議決市区名
北海道 (35/32)	北海道	35	32	札幌、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、岩見沢、夕張、網走、留萌、 苫小牧、稚内、美唄、芦別、赤平、江別、士別、紋別、名寄、三笠、根室、 千歳、砂川、歌志内、深川、登別、恵庭、伊達、北広島、石狩、北斗
東北 (77/34)	青森県	10	9	青森、八戸、黒石、五所川原、十和田、三沢、むつ、つがる、平川
	岩手県	14	1	奥州
	宮城県	14	7	石巻、塩竈、気仙沼、角田、岩沼、栗原、富谷
	秋田県	13	2	由利本荘、仙北
	山形県	13	9	山形、米沢、酒田、新庄、寒河江、上山、村山、東根、南陽
	福島県	13	6	福島、いわき、白河、喜多方、田村、伊達
北信越 (69/32)	新潟県	20	7	長岡、上越、三条、柏崎、十日町、阿賀野、魚沼
	富山県	10	0	
	石川県	11	10	金沢、七尾、小松、輪島、珠洲、加賀、羽咋、白山、能美、野々市
	福井県	9	4	福井、越前、大野、勝山
	長野県	19	11	長野、松本、諏訪、小諸、伊那、駒ヶ根、大町、茅野、塩尻、佐久、 千曲
関東 (216/65)	東京都	49	6	八王子、府中、町田、北、荒川、葛飾
	神奈川県	19	3	横浜、川崎、相模原
	山梨県	13	4	韮崎、北杜、上野原、甲州
	茨城県	32	22	水戸、土浦、古河、結城、龍ヶ崎、下妻、常総、常陸太田、高萩、 笠間、取手、鹿嶋、潮来、那珂、筑西、坂東、稲敷、神栖、行方、 桜川、鉾田、小美玉
	栃木県	14	9	宇都宮、足利、栃木、小山、真岡、大田原、矢板、さくら、下野
	群馬県	12	0	
	埼玉県	40	14	さいたま、熊谷、行田、加須、本庄、東松山、春日部、羽生、 鴻巣、上尾、桶川、北本、坂戸、幸手
	千葉県	37	7	千葉、松戸、市原、鴨川、南房総、山武、いすみ
東海 (96/32)	静岡県	23	2	静岡、御殿場
	愛知県	38	14	豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、豊田、西尾、江南、稲沢、東海、 愛西、清須、北名古屋、弥富
	三重県	14	5	四日市、尾鷲、亀山、熊野、いなべ
	岐阜県	21	11	大垣、関、中津川、羽島、瑞浪、恵那、各務原、山県、瑞穂、本巣、 海津
近畿 (111/22)	大阪府	33	2	吹田、門真
	京都府	15	5	舞鶴、綾部、宮津、亀岡、南丹
	滋賀県	13	1	湖南
	兵庫県	29	5	相生、豊岡、たつの、南あわじ、朝来
	奈良県	12	7	大和郡山、天理、橿原、御所、生駒、香芝、葛城
	和歌山県	9	2	和歌山、有田
中国 (54/29)	鳥取県	4	2	鳥取、境港
	島根県	8	4	松江、出雲、安来、雲南
	岡山県	15	7	岡山、津山、笠岡、備前、真庭、美作、浅口
	広島県	14	9	尾道、呉、三次、庄原、竹原、東広島、廿日市、安芸高田、江田島
	山口県	13	7	下関、山口、防府、岩国、長門、柳井、美祢
四国 (38/22)	徳島県	8	2	徳島、阿波
	香川県	8	5	高松、坂出、観音寺、さぬき、三豊
	愛媛県	11	9	松山、今治、宇和島、八幡浜、新居浜、西条、四国中央、伊予、西予
	高知県	11	6	高知、宿毛、安芸、室戸、南国、香南
九州 (119/76)	福岡県	29	9	久留米、飯塚、行橋、中間、糸島、古賀、うきは、宮若、那珂川※
	佐賀県	10	7	唐津、鹿島、伊万里、鳥栖、多久、小城、嬉野
	長崎県	13	9	長崎、佐世保、大村、松浦、対馬、壱岐、五島、雲仙、南島原
	熊本県	14	13	八代、人吉、荒尾、水俣、玉名、山鹿、天草、菊池、宇土、上天草、 宇城、阿蘇、合志
	大分県	14	12	大分、別府、中津、日田、佐伯、臼杵、竹田、杵築、宇佐、豊後大野、 由布、国東
	宮崎県	9	4	宮崎、日向、串間、えびの
	鹿児島県	19	14	鹿児島、薩摩川内、鹿屋、奄美、いちき串木野、阿久根、指宿、 伊佐、南さつま、霧島、西之表、垂水、曾於、志布志
	沖縄県	11	8	那覇、石垣、宜野湾、名護、豊見城、うるま、宮古島、南城
合 計		815	344	

※福岡県那珂川市については、平成28年12月に那珂川町議会として意見書を可決したもの